解散公告（第二回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

北海道千歳市東雲町二丁目三四番地

千歳市土地開発公社

清算人　駒澤　文雄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年二月二十七日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

静岡県牧之原市静谷二五四八番地五

ジェイティービーレストラン労働組合

清算人　松浦岐美子

解散公告（第二回）

当組合は平成二十六年三月二十五日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字神田二番地一　阿久比卯坂南部土地区画整理組合

代表清算人　渡邊　章次

解散公告（第二回）

当組合は平成二十六年三月二十五日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

名古屋市緑区鶴が沢二丁目九〇八番地

名古屋市徳重東部土地区画整理組合

清算人代表　深川　鋭治

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日群馬県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

群馬県伊勢崎市今泉町二丁目四一〇番地

伊勢崎市土地開発公社

清算人　五十嵐清隆

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年二月二十日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

石川県かほく市高松ウ一番地一

かほく市高松北西部土地区画整理組合

清算人代表　架谷外茂治

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日、長野県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

長野県茅野市塚原二丁目六番一号

茅野市土地開発公社

清算人　立石　良忠

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年三月二十五日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

愛知県知立市八橋町的場四七番地八

知立八橋東部土地区画整理組合

清算人代表　岩堀　謙松

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年三月十七日世話人会の決議、総責任役員の同意並びに代表役員の承認により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

愛知県一宮市今伊勢町馬寄字山之小路三三番地

宗教法人神道権伊教会

清算人　永田　幸子

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

三重県津市広明町三六六大川ビル六階

三重県石油業厚生年金基金

代表清算人　寺島　巖

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年三月三十一日兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

兵庫県川西市大和東三丁目二番地の八

医療法人社団福井医院

清算人　福井　亨

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年三月二十五日下関市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

山口県下関市新椋野三丁目一三番四三号

下関新椋野土地区画整理組合

代表清算人　植村　次男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北広島市共栄一〇八番地二、最後の住所北海道北広島市朝日町六丁目二番地一五　被相続人　亡　濱口　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地　南大通ビルアネックス四階　弁護士法人誠信法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鬼頭　知一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市平岡町四四番地、最後の住所東京都八王子市平岡町三三番三号　被相続人　亡　富田　光一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号　朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区西日暮里一丁目三三四七番地、最後の住所東京都荒川区西日暮里一丁目四番三号　被相続人　亡　中田　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

東京都新宿区三栄町二三―一ライラック三栄ビル三階わかばの風法律事務所

相続財産管理人　弁護士　酒井　桃子

第71期決算公告

平成26年4月21日

東京都武蔵野市吉祥寺南町1丁目6番1号

株式会社ビルメン総業

取締役社長　佐波　宏夫

貸借対照表の要旨

（平成26年1月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	152,661
	固定資産	67,752
	合計	220,413
負債及び純資産の部	流動負債	12,294
	固定負債	5,448
	負債合計	202,671
	資本金	40,000
	剰余金	162,671
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	152,671
	（うち当期純利益）	(5,265)
	純資産合計	220,413